

一人親方労災保険重要事項及び同意書

(重要事項)

- ・ 一人親方労災保険の補償の対象となるのは、請負契約に直接必要な行為を行う場合となります。
- ・ 建設業以外の作業中の事故の場合、労災給付を受けられないことがあります。
(船舶での作業、機械・設備等の保守、点検、修理、製造にかかわる作業、草刈や雑木の伐採等、建設業以外での労災事故)
- ・ 労災の認定・労災給付額の決定は、大分労働基準監督署が行います。また、労災給付の内容は、厚生労働省作成の特別加入制度のしおり〈一人親方その他の自営業者用〉を必ずご確認ください。
- ・ 労災保険の年度は毎年4月～翌年3月までとなります。次年度も引き続きご加入の場合、ご入金(2月)をもって継続手続き完了となります。(毎年12月頃当組合より郵送される書類にて、次年度の支払回数・日額変更や脱退希望等がある場合はお知らせいただきます。)
- ・ 加入証明書等は、保険料等納入済みの期間分の証明となります。
- ・ 何らかの理由により労災保険が必要でなくなった場合は、速やかに組合へご連絡ください。
- ・ 労働災害にて医療を受ける場合、医療機関窓口で労災保険扱いであることを申し出ていただき、その後、組合へご連絡ください。
- ・ 住所、氏名等の変更または、雇入れ等の状況の変更があった場合は組合へご連絡ください。
- ・ 加入時健康診断対象の方は、監督署より指示された期間内に受診を頂けない場合、強制的に脱退処分となります。(特段の事情がある場合を除く) またその場合は、加入が不承認となるため、労災保険給付は受けられません。
- ・ 控除証明書は発行しておりませんので、領収書は大切に保管してください。
再発行の場合、手数料がかかります。

(同意事項)

- ・ 上記重要事項の内容を確認しましたので、承諾の上、加入します。
- ・ 加入時健康診断受診が必要な場合は、大分労働基準監督署より指示された期間内に、必ず指定の健診機関で受診します。正当な理由なく健康診断の受診をしない場合、強制脱退処分を受けても異議申し立ては行いません。
- ・ 保険料等は必ず組合指定期日内に納入します。指定期日までに納入しない場合、強制脱退処分を受けても異議申し立ては行いません。

令和 年 月 日

一人親方団体大分建設事業組合
理事長 殿

加入申込者氏名 _____

※加入者本人の署名以外の場合は「代理人〇〇〇(代理人氏名)」と記入